

仙台市では、公設浄化槽の設置にあたり、ご自分で行うトイレの水洗化工事や排水設備工事のための資金を金融機関から無利子で借りられるように、融資のあっせんを行っております。

※ 新築及び増改築に伴い建築確認を受ける住宅は対象となりません。

～ 公設浄化槽水洗化工事等資金融資あっせん制度 ～

1. あっせんの対象者・・・法人は除きます

- (1) 住宅の所有者で、排水設備を設置して公設浄化槽に接続しようとする方
- (2) 市県民税及び固定資産税を滞納していない方
- (3) 償還能力がある方

※ あっせん回数は、原則として、当該公設浄化槽1基につき1回とします。

2. あっせんの限度額・・・戸建ての場合50万円（管の長さにより150万円）まで

- (1) 基本限度額は、改造する便器の数にかかわらず、1戸につき50万円
ただし、貸家又は共同住宅の場合、貸付限度を1戸又は1室あたり50万円として算定した額（当該合計額が200万円を超える場合は、200万円まで）
- (2) 住宅の最下流会合ますから上流公共ますまでの流入管及び下流公共ますから放流先までの放流管の布設の延長が50メートル以上の場合、100万円以内の額を加算できます。
- (3) あっせん額は、「基本限度額と加算限度額との合計額」と「水洗便所への改造等に係る費用と排水設備の布設工事費との合計額」のいずれか少ない額以内（千円未満の端数は切捨）

3. 申請書類・・・「公設浄化槽排水設備等工事計画書 兼 水洗化工事等融資あっせん申請書」 に次の書類を添えて提出（各1部）

(1) 申請者の添付書類

- ① 市県民税納税証明書又は非課税証明書
- ② 固定資産税納税証明書（申請者が市内に所有するもの）
- ③ 印鑑証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ④ 排水設備の布設工事費及び水洗便所への改造等に係る費用の見積書

(2) 連帯保証人の添付書類

- ① 市県民税納税証明書（所得割が賦課納税されているもの）
- ② 印鑑証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）

※ 連帯保証人・・・市内に居住し、市県民税の所得割が賦課納税されている方を1名立てて頂く必要があります。（ご家族の方でも構いません）

4. 償還等・・・36ヵ月の元金均等払い

貸付金の償還は、貸付けを受けた日の属する月の翌月から36月以内において、毎月均等払いとなります。貸付金は、無利子とします。（本市が金融機関に対して利子補給を行います。）

5. 貸付け・・・工事完了検査後

金融機関からの融資実行は、排水設備等に係る所定の工事完了後（検査後）になります。融資の契約は、ご自分で取扱い金融機関と行っていただきます。

6. あっせん先の金融機関名・・・仙台市内にある本店又は支店で取扱います

七十七銀行 仙台銀行 社の都信用金庫 宮城第一信用金庫 仙台農業協同組合